

朝霞市条例第1号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年朝霞市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条中「介護時間」の次に「、子育て時間」を加える。

第15条の5を第15条の6とし、第15条の4を第15条の5とし、第15条の3を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

（子育て時間）

第15条の3 子育て時間は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が6歳に達する日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て時間の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て時間については、朝霞市職員の給与に関する条例第11条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「介護時間」の次に「、子育て時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

2 朝霞市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成元年朝霞市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「又は介護時間」を「、介護時間」に改め、「を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」の次に「又は子育て時間（当該職員が6歳に達する日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

（朝霞市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 朝霞市職員の育児休業等に関する条例（平成4年朝霞市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「又は同条例第15条の2の規定による介護時間」を「、

勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間又は勤務時間条例第15条の3の規定による子育て時間」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て時間」に改める。